

藤沢市保育に関する条例の全部改正について
藤沢市保育に関する条例の全部を次のように改正する。

2015年（平成27年）2月16日提出

藤沢市長

鈴 木 恒 夫

藤沢市保育所条例

藤沢市保育に関する条例（昭和62年藤沢市条例第30号）の全部を改正する。

（目的及び設置）

第1条 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第3項の規定に基づき、この市に保育所を設置する。

（名称及び位置）

第2条 保育所の名称及び位置は、別表第1のとおりとする。

（休園日）

第3条 保育所の休園日は、規則で定める。

（保育料）

第4条 保育料は、次の各号に掲げる乳児又は幼児の区分に応じ当該各号に定める額とする。

- (1) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「支援法」という。）第27条第1項に規定する支給認定教育・保育を受けた乳児又は幼児 同条第3項第1号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に支給認定教育・保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に支給認定教育・保育に要した費用の額）
- (2) 支援法第28条第1項第1号に規定する場合における特定教育・保育を受けた乳児又は幼児 同法第27条第3項第1号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に特定教育・保育に要した費用の額を超える

ときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額)

- 2 市長は、前項第1号の乳児又は幼児の保護者から、支援法第27条第3項第2号に掲げる額として規則で定める利用者負担額を受領する。

(時間外保育)

第5条 支援法第59条第2号に規定する時間外保育を受けようとする乳児又は幼児の保護者は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。

- 2 前項の規定により許可を受け、時間外保育を受けた乳児又は幼児の保護者は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める利用者負担額を納付しなければならない。

- (1) 子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号。以下「府令」という。）第4条第1項本文（府令第13条第1項において準用する場合を含む。）の規定により1月当たり平均200時間まで（1日当たり8時間までに限る。）の区分の認定を受けた保護者 次のア及びイに掲げる時間の区分に応じ、それぞれ当該ア及びイに定める額

ア 午前7時から午前8時30分まで及び午後4時30分から午後6時まで
別表第2に定める額

イ 午後6時以降 別表第3に定める額

- (2) 府令第4条第1項本文（府令第13条第1項において準用する場合を含む。）の規定により1月当たり平均275時間まで（1日当たり11時間までに限る。）の区分の認定を受けた保護者 別表第3に定める額

(一時預かり事業)

第6条 市は、別表第1に掲げる保育所のうち規則で定める保育所において、児童福祉法第6条の3第7項に規定する一時預かり事業を行う。

- 2 前項の一時預かり事業により必要な保護を受けようとする乳児又は幼児の保護者は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。

- 3 前項の規定により許可を受け、一時預かり事業により必要な保護を受けた乳児又は幼児の保護者は、別表第4に定める利用者負担額を納付しなければならない。

(委任)

第7条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

名称	位置
藤沢市立藤沢保育園	藤沢市鵜沼石上一丁目11番5号
藤沢市立辻堂保育園	藤沢市羽鳥一丁目3番12号
藤沢市立鵜沼保育園	藤沢市本鵜沼三丁目16番25号
藤沢市立藤が岡保育園	藤沢市藤が岡二丁目3番16号
藤沢市立善行保育園	藤沢市善行二丁目18番地の1
藤沢市立高砂保育園	藤沢市辻堂西海岸二丁目14番21号
藤沢市立明治保育園	藤沢市城南三丁目6番18号
藤沢市立浜見保育園	藤沢市鵜沼海岸四丁目17番6号
藤沢市立湘南台保育園	藤沢市湘南台六丁目31番地の6
藤沢市立善行乳児保育園	藤沢市善行二丁目18番地の5
藤沢市立柄沢保育園	藤沢市柄沢235番地
藤沢市立あずま保育園	藤沢市石川3,985番地
藤沢市立しぶやがはら保育園	藤沢市湘南台四丁目20番地の6
藤沢市立高山保育園	藤沢市辻堂新町四丁目2番3号
藤沢市立またの保育園	藤沢市西俣野1,962番地の2
藤沢市立小糸保育園	藤沢市大庭5,103番地の3

別表第2（第5条関係）

乳児又は幼児の属する世帯の区分		金額（月額）
A階層	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯	0円
B階層	A階層を除く市町村民税非課税世帯	0円
C1階層	市町村民税所得割課税額が右欄の区分に該当するもの	48,600円未満
C2階層		48,600円以上123,000円未満
C3階層		123,000円以上169,000円未満
C4階層		169,000円以上
		100円
		200円
		300円
		400円

備考

- 1 乳児又は幼児の属する世帯の階層区分の認定については、当該乳児又は幼児と同一世帯に属して生計を一にしている父母及びそれ以外の扶養義務者（民法（明治29年法律第89号）に定める扶養義務者をいい、その者が家計の主宰者である場合に限る。）のすべてについて、それらの者の所得割課税額の合計額により行うものとする。
- 2 この表において「所得割」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第2号に規定する所得割（この所得割の額を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8並びに同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第6項の規定は適用しないものとする。）をいう。
- 3 4月から8月までの月分の額にあつては前年度分の所得割課税額を基に、9月から翌年3月までの月分の額にあつては当該年度分の所得割課税額を基に決定するものとする。

別表第3（第5条関係）

乳児又は幼児の属する世帯の区分		金額（月額）	
		第1子	第2子以降
A階層	生活保護法による被保護世帯	0円	0円
B階層	A階層を除く市町村民税非課税世帯	0円	0円
C1階層	市町村民税所得割課税額が右欄の区分に該当するもの	48,600円未満	1,000円
C2階層		48,600円以上123,000円未満	2,000円
C3階層		123,000円以上169,000円未満	3,000円
C4階層		169,000円以上	4,000円

備考

- 1 乳児又は幼児の属する世帯の階層区分の認定については、当該乳児又は幼児と同一世帯に属して生計を一にしている父母及びそれ以外の扶養義務者（民法に定める扶養義務者をいい、その者が家計の主宰者である場合に限る。）のすべてについて、それらの者の所得割課税額の合計額により行うものとする。

- 2 この表において「第1子」とは、1の世帯の乳児又は幼児（保育所（市以外の者が設置する保育所を含む。）、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園、学校教育法第76条第2項に規定する特別支援学校の幼稚部、若しくは児童福祉法第7条第1項に規定する情緒障害児短期治療施設の通所部に在園し、若しくは入所し、又は同法第6条の2第2項に規定する児童発達支援、同条第3項に規定する医療型児童発達支援若しくは同法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等による保育を利用している乳児又は幼児に限る。以下「乳児等」という。）が1人のみの場合における当該乳児等又は1の世帯に乳児等が2人以上いる場合における当該乳児等中最も年齢の高い乳児等をいい、「第2子以降」とは、1の世帯に乳児等が2人以上いる場合における当該乳児等中第1子以外の乳児等をいう。
- 3 この表において「所得割」とは、地方税法第292条第1項第2号に規定する所得割（この所得割の額を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8並びに同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第6項の規定は適用しないものとする。）をいう。
- 4 4月から8月までの月分の額にあっては前年度分の所得割課税額を基に、9月から翌年3月までの月分の額にあっては当該年度分の所得割課税額を基に決定するものとする。

別表第4（第6条関係）

乳児又は幼児の属する世帯の区分		金額（日額）	
		4時間以内の場合	4時間を超える場合
A階層	生活保護法による被保護世帯	0円	0円
B階層	A階層に属する世帯以外の世帯	1,200円	2,400円

提案理由

この条例を提出したのは、児童福祉法が改正されたことに伴い保育料を徴収する旨を定める必要があること、子ども・子育て支援法が制定されたことに伴い保育の実施基準に関する規定等が不要となったこと等により規定の整備を図るため、藤沢市保育に関する条例の全部を改正する必要がある。